

北京五輪に伴う各種規制強化とその影響 -通商弘報「特集アジア」-

2008年7月10日作成
日本貿易振興機構

2008年8月の北京オリンピック開催を前に、中国政府は入国管理から交通や輸送、あるいは危険物の取り扱いなど、さまざまな規制を強化しています。安全確保のための措置ですが、地域、あるいは業種によって、「輸送に時間がかかる」「手続きが複雑になった」などの影響が出ているケースもあります。各地でどのような規制が強化されているのか、それによってどのような影響が出ているのか、について報告します。

今回お届けするのは2008年7月10日までの報告です。今後も最新動向を随時、報告する予定です。最新情報については、以下のジェット口のURLでご確認ください。

<http://www.jetro.go.jp/biz/kouhou/feature/04/>

目次

北京：五輪期間中の大気汚染改善措置を公表（北京発）2008年4月23日	2
北京：五輪関係の規制で北京の物流や化学企業にも影響（北京発）2008年7月4日	4
上海：五輪で上海の通関や電力にも影響（上海発）2008年7月8日	7
大連・瀋陽：五輪による各種規制で混乱も（大連発）2008年7月8日	9
大連：夏の電力供給制限は一層厳しい見通し（大連発）2008年7月9日	11
広東省：就労ビザの発給制限で混乱広がる（広州発）2008年6月19日	13
広州：広東省では前倒し調達、前倒し生産などで対応（広州発）2008年7月10日	15
広州：インターネットの管理・監督を強化（広州発）2008年7月10日	16
山東省：ピーク時の電気料金値上げ（青島発）2008年6月13日	17
青島：北京五輪に向け各種規制を実施（青島発）2008年7月2日	19
香港：五輪中も「ビザなし短期滞在」継続を期待（香港発）2008年6月26日	22

通商弘報は、70カ所を超えるジェット口海外事務所の駐在員から送られる国際ビジネス関連情報を、いち早くお手許にお届けするニュースサービスです。ウェブサイトは1日2回更新、メールニュースが毎日配信（土日祝祭日除く）されます。購読方法など詳細については、ジェット口のウェブサイト（<http://www.jetro.go.jp/biz/kouhou/subscription/>）をご覧ください。

北京：五輪期間中の大気汚染改善措置を公表（北京発）2008年4月23日

北京市政府は「五輪期間中の大気汚染改善措置に関する通告」（以下、通告）を、4月14日付でウェブサイト上に公開した。

通告は「北京市『中華人民共和国大気汚染防止法』実施弁法」「五輪の順調な準備と成功のための、環境保護整備の一層の強化に関する北京市人民代表大会常務委員会の決議」に基づき、五輪とその前後の期間中（7月20日～9月20日）、自動車の管理強化、重点プロジェクトの抑制、重点汚染企業の排出削減などの措置について規定している。

具体的な措置は以下のとおり。

<土石工事やコンクリ流し込み作業を停止>

1. 自動車の管理強化

ただし、具体的な計画と実施時期については別途公布する。

2. 一部工事作業の停止と道路清掃の強化

各工事担当機関は、工事現場の土石工事（作業に伴って土砂や砕石が発生する工事）やコンクリート流し込みなどの作業を停止し、工事現場の緑化、被覆などの作業を行う。

また、工事現場の安全を確保するため、7月20日までに完工が見込めないすべての土石工事、基礎坑安全防護工事（大型建造物の基礎となる立坑の掘削に伴う土止め工事）、浸水予防工事（地下道などの建設の際に浸水を防ぐ工事）については、建設行政主管部門がその着工を認めない。市建設委員会と各区・県政府の工事担当機関は措置の確実な実行を図る。

環境衛生部門は、主要幹線道路、二次幹線道路、主要支線道路、五輪開催時に使用されるその他の道路に対し、毎日清掃と水洗作業を実施し、また、北京市政府管理委員会はそれらの作業を監督・検査する。

<排出基準を守れぬ事業所は原則として操業停止>

3. 重点汚染企業の操業の停止と制限

北京市の工業関連企業は、汚染物の排出基準の達成に対して有効な措置を取り、安定的に排出基準を達成できない場合、原則として操業を停止する。

首都鉄鋼は厳格な措置を取り、汚染物の排出を削減する。北京東方石油化工東方化学工場は暫定的に操業を停止する。全市のセメント生産企業、セメント原料粉碎所、コンクリート攪拌（かくはん）所、北京市南西地域の採石場および石灰生産企業は、原則として暫定的に操業を停止する。

冶金・建材の重点企業（注）は、生産量の圧縮、運用方式の調整、汚染物管理などの措置の強

化により、汚染物の排出量を排出基準から 30%減少させる。また、北京燕山石化集団は第 3 蒸留器とボイラーなどを暫定的に停止することで、汚染物の排出量を排出基準から 30%減少させる。

4. ガス関連設備の汚染物排出削減

北京京能火力発電、大唐北京高井火力発電工場、華能北京火力発電、国華北京火力発電は、低硫黄良質炭の使用と汚染対策設備の管理強化などの措置を取り、汚染物の排出量を排出基準から 30%減少させる。

また、ボイラーを使用する事業所などは汚染物排出基準の達成に対して有効な措置を取り、排出される汚染物が「ボイラー大気汚染物排出基準」(DB11/139 2007) 第 2 段階排出規制値を安定的に達成できない場合、原則として暫定的に操業を停止する。

< 露天での吹き付け塗装作業を禁止 >

5. 有機排気ガスの排出削減

北京市行政区域内のガソリンスタンド、タンクローリー、オイル貯蔵庫などで、オイルガス回収のための改造が行われていないもの、改造後も汚染物の排出が排出基準を達成できないものについては、使用を停止する。また、全市で露天での吹き付け塗装作業を禁止し、揮発性有機溶剤を含む建築吹き付け塗装と外壁塗装作業を暫定的に停止する。印刷、家具生産、車両修理など、揮発性有機物を排出する工程で、その排出量が北京市の排出基準を達成できない場合、その操業を停止する。

6. 極端に不利な気象条件下での汚染抑制に関する緊急措置の実施

極端に不利な気象条件が生じたために、大気の質の基準達成に影響が出る場合は、上記措置から一歩進んだ緊急措置を取り、汚染を抑制する。

なお、五輪期間中に生産停止・生産制限などの臨時排出削減措置を実施した企業に対しては、汚染物排出処理費の徴収を減免する。

通告の原文は北京市政府のウェブサイトでご覧可能。

(注) 北京首都鉄鋼紅冶鋼工場、北京板ガラス集団、北京首都鉄鋼第一線材工場、北京秦昌ガラス、北京鹿牌都市生活用品、北京昌平区南口ガラス瓶工場、北京首都鉄鋼吉泰安合金材料、北新集団建材、北京市西六建材工貿、北京市翔牌建材、北京首都鉄鋼建材化学工場、中国南車集団北京二七車両工場、中国北車集団北京二七機関車工場、北京首都鉄鋼第二耐火材料工場、北京首都鉄鋼康宏帯鋼工場、北京興民ガラス製品工場、北京方瑞鑄造、北京菲美特協立鑄造など。

(真家陽一)

北京：五輪関係の規制で北京の物流や化学企業にも影響（北京発）2008年7月4日

北京では五輪開催を約1ヵ月後に控え、市内の正常な交通の確保と大気汚染削減を目的に車両規制など、各種規制が実施されている。さらに、危険化学品の生産、輸送、用途などについても逐一報告が必要になるなど、徹底した規制を行っている。規制強化が日系企業、特に物流、化学分野の企業に与える影響は大きく、物流企業の中には、北京市外に臨時の配送拠点を設置したところもある。

<全国的に危険化学品の輸送管理を強化>

交通運輸部は、4月7日に「五輪開催に向けた交通および安全保障の取り組みに関する通知」を発表し、担当機関や地方の関連部署に対し、道路、水運、航空などの交通の保障と安全確保のため、集中管理を行うよう指示した。

主に空港、駅、地下鉄、港、高速道路の料金所といった交通の要所に加え、飛行機、船舶、列車などに対する検査も強化している。特に、危険化学品や郵便物などの安全な輸送を確保するため検査体制を厳しくし、重大事故が発生しないよう細心の注意を払っている。

また、6月3日には民用航空局と公安部が「五輪期間中の危険品航空輸送に関する特別管制措置実施の通知」を発表し、7月1日から9月30日まで北京、上海、天津、瀋陽、青島など五輪競技を開催する都市の空港では、危険品（一部除外あり）の輸送を停止することなどを決めた。

<危険化学品生産企業は市に安全報告の義務>

北京市政府は5月29日、「五輪期間中の化学品や爆竹、金属・非金属鉱山に関する安全生産管理措置の通告」を公布した。公布日から10月8日まで、北京市では毒性の強い化学品の生産、営業許可申請の新規受理を停止した。

また、危険化学品生産企業は、7月1～31日は週ごとに、8月1日～10月8日は毎日、所管安全生産監督局に安全生産状況を報告しなければならなくなった。

このほか、7月1日～10月8日は、危険化学品の専門貯蔵倉庫に24時間当直を配備し、出入庫登録管理を厳格にするほか、毒性の強い化学品や毒物を生み出しやすい化学品を扱う企業などは、購入証書、購入身分証明書、購入商品名称・数量・用途などを登記する必要がある。

同期間中は、北京の環状6号線以内は液体塩素を消毒剤や原料として使用することも禁止した。

<ユーロ3の排ガス基準満たさぬ車は通行禁止>

北京市政府は、4月14日に「五輪期間中の大気汚染改善措置に関する通告」を発表し、7月20日から9月20日の間、a.自動車の交通管理強化、b.7月20日までに完工が見込めない土石工事などの着工禁止、c.汚染物の排出基準を守れない企業・事業所の操業停止、d.石炭を使用する発電所に対し、排出量を基準値比30%減とさせる、など大気の改善を目的とした各種規制措置を実

施することを表明していた（2008年4月23日記事参照）。

その後、6月19日には、「五輪、パラリンピック開催期間中の北京市内の車両と同市へ入ってくる車両に対する交通規制の詳細」（注）を発表した。それによると、7月1日から「ユーロ3」の排ガス基準を満たさない自動車、ほかの省市から入ってくる貨物トラック、危険化学薬品車両などの道路通行を禁止する措置を開始した。

また、7月20日からは市内車両の末尾ナンバーを奇数、偶数に振り分け、それぞれ奇数日と偶数日だけ運転を許可する交通規制を始める。ただし、タクシーや公共バス、北京オリンピック委員会などが許可した車両、警察、消防、救急、軍、武装警察の車両は例外扱いとなる。このほか、貨物輸送車両は6～24時の間、環状6号線以内の道路（6号線を含まない）の通行禁止など、時間による制限も課されることになる。

北京市交通委員会の周正宇副主任は「『ユーロ3』の排ガス基準を満たさない市内の車両は、現在約30万台あり、そのうちの90%以上が貨物トラックである。30万台により汚染される大気は、北京市の大気汚染の60%を占め、今回の交通規制により大気汚染量が70%減少する」と指摘している。

< 「運転可能車両が半減」と物流業者 >

在北京の日系企業にこれら規制の実施による影響を聞いたところ、物流、化学分野の企業への影響が大きいようだ。

ある物流企業は、7月1日から始まった排ガス規制、20日から実施される車両数量規制と貨物輸送車への通行時間規制により、運転可能車両が通常の半分以下になり、大きな影響を受けると指摘している。料金を上げざるを得ないばかりか、車両数が絶対的に不足するので、顧客の要望に応えられない可能性があるという。

また、これまでは市内に配送拠点を持っていたが、規制期間中は大型車が入れないため、北京市外に臨時の拠点を設け、大型トレーラー車から2トントラックに積み替え、市内への配送を行っているという。特にコンビニエンスストアのように、これまで毎日の配送を必要としていた分野への影響が大きいようだ。

一方、在北京の化学企業は北京市とその近郊には工場がないため、今回の規制による直接的な影響はないものの、中国全体で見ると、上海港で荷役が止められている化学品があり、日本向けの輸出に大きな影響がでている。これらの化学品の中には電気電子部品の原材料となっているものも少なくなく、国内の関連メーカーの中には一時的な生産停止を余儀なくされるところも出てくるという。物流、化学品分野が規制の影響を受けることで、他業種の企業活動にも連鎖的に波及する可能性がある。

（注）「五輪、パラリンピック開催期間中の北京市内の車両と同市へ入ってくる車両に対する交通規制の詳細」については、以下を参照。

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t975714.htm>

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t975716.htm>

(清水顯司)

上海：五輪で上海の通関や電力にも影響（上海発）2008年7月8日

北京五輪開催に伴うさまざまな規制により、上海近郊の日系企業には、当初から予想されていた物流、化学品などのほかに、通関時の支障や、緊急時の電力供給制限への協力要請などの影響も出始めている。

< 危険化学品の生産・輸送を徹底管理 >

上海市政府は5月18日、125品目の化学品の生産・販売・輸送について、5月19日～10月20日の間、規制を強化するという通知を発表した（「一部の化学品の管理を実施する通告」滬府発[2008]21号）。

さらに、上海市公安局は、劇毒化学品、銃器弾薬、放射性同位元素などの危険物についても、特別の規制を実施するという告知を出し、上海海事局と上海市港口管理局もそれぞれ危険物について特別な管理をするという通知を出している（滬海危防[2008]257号、滬港港[2008]177号）。

この結果、上海市近郊の日系企業からは、必要な原材料の調達や輸送が困難になったとの報告が出ている。海事局や港口管理局による特別管理の中には、7月18日または20日から開始されるものもあり、日系企業が受ける影響は、さらに表面化してくるものと思われる。

< 通関実務も停滞 >

上海近郊で日系企業にヒアリングしたところ、北京五輪に伴う規制により、多くの企業で通関に関する影響が発生していることが分かった。

具体的には、中国への陸揚げ時に全数検査を求められるようになったため、通関に掛かる時間が予測できなくなった、通常に比べて提出書類を多く要求されるようになり、従来1～2週間だった通関手続きが現在では3週間以上かかっている、などの事例が報告されている。

また、税関職員が極めて多忙になってしまったため、現地法人の清算手続きに大きな遅れが生じている企業もあった。

< 電力供給にも影響が出る恐れ >

上海とその周辺地域は、五輪の主会場である北京から遠く離れているため、電力への影響はほとんどないのではないかとみていた日系企業も多かった。しかし、蘇州や南京では、夏季の電力ピーク時に電力供給制限を行うという通知が出ている。

国務院弁公庁は、5月30日付けで出した「現在の石炭・電気・石油・天然ガスの輸送及び農業資源の供給を確保するための緊急通知（国弁発明電[2008]30号）」で、電力使用について「以電定用、有序用電、節約用電」（電力供給量によって使用量を決め、電力使用には優先順位を決め、節電する）の原則を示している。

蘇州や南京では、この原則を貫徹するため、当局からの指示があれば、電力使用量を自己申告した最低限必要電気量まで速やかに減らすことに同意させられた、電力関連業務の責任者と連絡担当者は、オリンピック関連の指令がいつでも届くよう、携帯電話で24時間待機していることが求められているという。さらに南京では、指令が届いたら30分以内に電力使用量を減らすよう求められているもようだ。

電力供給制限措置が実際に発動されるかどうかは、五輪期間中の電力事情次第だが、この時期に操業を続ける日系企業は、電力供給が制限されるというリスクを抱えながら事業活動を営まなければならないことになる。

(岩田泰)

大連・瀋陽：五輪による各種規制で混乱も - 大連の企業は電力制限への対応に苦慮 - (大連発)
2008年7月8日

北京五輪でサッカー競技の会場となっている瀋陽では、車両通行規制などが実施される。また、一部外国選手の大会前キャンプ地となる大連では、外国人の入境や危険物の管理が強化されている。日系企業は物流規制については生産前倒しなどで対応しているものの、見通しが難しい電力の供給制限措置への対応に苦慮している。

< 各種規制を実施 >

避暑地でもある大連は、「オリンピックは北京へ、観光は大連へ」をキャッチフレーズに五輪前後の観光誘致に力を入れてきた。また、米国陸上チームの事前キャンプ地になる予定で、テロ対策や治安保護活動が強化されている。

大連市公安局は、08年3月から10月末までの間、危険物の取り扱い規制を強化している。大連市港口・口岸局によると、貿易総額の約3割が日本向けの大連港では、通常、申請を出し検査を受けることで可能だった第1類(爆発物)、第7類(放射性物質)の輸送が一切禁止されている。このほか、全国的な措置に従い、以下の措置が取られている。

郵便局：国家郵政局の通知に基づき、6月1日から10月31日までの間、液体類・化学品類、粉末類、電気機械装置類、せっけんに類似した軟こうなどの半固形物、不明な金属などの郵送受付を禁止。

大連空港：国家民航総局の通知に基づき、国内線での液体、粉ミルク、医薬品の持ち込みを制限。ライター・マッチの持ち込みを禁止。

外国人の入境管理も強化されており、大連市出入境管理处は、ビザ発給審査が今後厳しくなると予測している。また、中国では、「外国人入境出境管理法」とその実施細則に基づき、外国人が中国に居留・宿泊する場合には公安への届け出が必要で、届け出がない場合は最高500人民元の罰金を科すという規定がある。

中でも、a.友人宅や会社社宅などに宿泊する場合でも管轄する派出所に到着後24時間以内(農村などでは72時間以内)に届け出が必要なこと、b.長期滞在者が中国外(香港、マカオを含む)に一時出国した後に再入国した場合、出国前に宿泊登記を行っていても、再度宿泊登記表を提出する必要があること、が見過ごされやすいことから、在瀋陽日本国総領事館駐大連事務所は、ウェブサイトを通じて注意喚起している。

< 物流より深刻な突然の電力供給制限 >

日系企業の中には、危険物として輸送が制限されている接着剤、塗料、防湿剤など化学品の在庫の積み増しや北京経由貨物の代替輸送ルート調査などを行い、オリンピック関連の輸送規制に備えているところもある。

このほか、電力供給がオリンピック開催地域向けに優先され、大連への供給が制限される場合に備え、生産の前倒しを計画していた企業もあったが、大連経済技術開発区の一部では6月上旬から、電力の供給制限が始まったため、前倒しができなくなったという企業もある。

庄河発電所が07年10月に稼働を始めたことで、大連での電力供給制限問題は解決する見込みだったが、「大連日報」(6月14日)によると、大連市北部地区(開発区、金州、普蘭店、瓦房店、長興島)が08年夏の電力制限重点区域となった。予告なしの停電や、実施前日の通知などの事態が発生している。

電力供給制限措置の実施理由や今後の見通しに関する情報が不足し、経済技術開発区内では住宅地と隣接する地域は制限措置が取られていないなどの不公平感もある。電力問題は企業活動に深刻な喫緊の問題となっている。

< 聖火リレーリハーサルの交通規制で混乱 >

オリンピックのサッカー競技会場、男女計12試合が開催される瀋陽では、聖火リレーとサッカーの試合開催期間中、サッカー会場に近い大通りの青年大街、渾河大街などで、7~22時の間、ナンバープレートの奇数・偶数による交通規制や、排ガス基準ユーロ3を満たさない車両の通行禁止措置を取ると発表している。

瀋陽は、サッカーの試合が開催される8月6~16日、150本の公共バス路線で4,300台のバスを運行するほか、1億6,000万元を投入して08年に更新する公共バス1,700台のうち、1,400台はオリンピック前に導入する計画。

遼寧省内の聖火リレーは、7月20日に瀋陽、21日に本溪、遼陽、鞍山、22日に大連を通る予定。リハーサルが何度か行われているが、リハーサルに伴う交通規制の情報は徹底されていない。

7月3日に、本溪、遼陽、鞍山でのリハーサルが行われた際には、瀋陽から大連を結ぶ高速道路が順次、閉鎖された。高速道路の入口で閉鎖が知らされず、通常4時間かかる瀋陽~大連間が7時間かかることもあった。

また、大連でも日本人が多く住み、日本人学校がある濱海路で聖火リレーのリハーサルが繰り返されているが、通知された道路閉鎖予定時刻より早く道路が封鎖され、出勤に支障がでる事態も発生している。

(日向裕弥)

大連：夏の電力供給制限は一層厳しい見通し（大連発）2008年7月9日

大連市政府は7月8日に「2008年夏季供電説明会」を開き、1～6月の負荷電力は104億6,000万キロワット(kW)と史上最大を記録し、北京五輪開催に伴う華北向けの送電や石炭不足などで、今後も供給制限が一層厳しくなる、との見通しを示した。

<上半期の負荷電力は史上最大>

大連経済技術開発区では、6月10日から電力の供給制限が始まった。06年夏から供給制限が起き、大連日本商工会は事前に通知するよう要望していたが、予告なしの停電や、直前日の通知が行われている。大連日本商工会の要望を受けて説明会が開催され、日本、韓国、台湾などの外資企業関係者約50人が参加した。

大連市供电によると、遼寧省の6月の電力使用量は1,480万kWと前年同月に比べ8.8%増えており、遼寧省内の発電能力1,340万kWを上回っている。石炭の質の悪化による発電設備の故障が増えていることもあって予備電力はゼロの状態になっている。

大連市の1～6月の負荷電力は104億6,000万kWと史上最大で、前年同期比7.9%、7億6,500万kW増加した。遼寧省全体では約20万kWの電力が不足していること、配電網改善の増改築に伴い一時的に送電が減少することも、電力供給に悪影響を及ぼしている。

<北京五輪向け送電が急増>

以下の5項目にわたる事情で、遼寧省全体で電力が不足しており、大連の電力供給制限は一段と厳しくなる見通しだ。

(1) 発電能力の強化が追いつかない。遼寧省では、08年上半期に60万kW、11～12月に30万kWの新規発電設備の送電開始を予定しているが、夏の電力不足を補うには間に合わない。

(2) 北京五輪が近づくに従い、遼寧省から華北向けの送電が急増している。大連市の華北向け送電は、以前の35万kWから85万kWに急増。同じ理由で、吉林省、黒龍江省からの電力調達が難しくなっている。

(3) 遼寧省の電力供給に影響が大きい瀋陽は五輪サッカー予選の開催都市で、供給制限の対象になっていない。これにより、大連を含む省内の供給制限が深刻になっている。

(4) 電力だけでなく、石炭の供給が逼迫している。7月1日までに遼寧省の主な火力発電所の石炭備蓄量は、警戒ラインを下回っている。

(5) まだ涼しいが、真夏になって平均気温が26度を上回ると、電力需給が一層逼迫する。

<電力供給計画の早期通知を要望>

遼寧省供電は毎週金曜日の午後、翌週の電力供給計画を立てている。大連市はこの結果を受けて土曜日に供給制限の対象ユーザーに通知している。供給制限は翌週の月曜日から実行するので、企業は最短で通知から 2 日間のうちに対応せざるを得ない。大連市供電局も通知から実行までの時間が短すぎると理解しており、遼寧省供電に通知を早めるよう要請している。

説明会に参加した企業からは、電力供給制限が 3 年目になるにもかかわらず、計画が前週の金曜日にしか分からない状況の改善を求める声や、税務面の経済補償を求める声が上がった。大連市政府は、要望を検討するとともに、質問や要望は市経済委員会または市対外貿易経済合作局外資管理処に書面で提出すれば回答する、としている。

(日向裕弥)

広東省：就労ビザの発給制限で混乱広がる（広州発）2008年6月19日

外国人が広東省に滞在するためのZビザ（就労ビザ）とFビザ（訪問ビザ）の発給が5月ごろから制限され、混乱が広がっている。60歳以上の外国人の就労ビザの取得も難しくなり、さらに東莞市では4月28日から就労ビザ取得に必要な就業許可証の取得に無犯罪記録証明の提出が義務化されている。

広州市では、当局のビザ発給に関する方針が変更され、2007年10月から、FビザからZビザへの切り替えができなくなった。現在は、あらかじめ国外でZビザを取得し入国する必要がある。

一方、深セン市と東莞市では、これまでと同様、Fビザで入国後にZビザへの切り替えが容認されている。ビザの切り替えには、以前と同じく国外・地域でFビザを取得して入国することが前提となるが、香港では現在、旅行会社経由でのビザの取得もできない状況で、事実上、香港ではFビザの取得は困難な状況である。

<60歳以上の就労ビザ発給で各地の対応に差>

また、中国では退職年齢が男性60歳、女性55歳とされていることから、60歳以上の外国人のZビザ取得が以前より難しくなった。ジェトロが調べた各地の年齢制限の状況は表のとおり。

60歳以上の就労ビザ発給状況

都市	問い合わせ先	60歳の制限の有無
広州市	広東省労働・社会保障庁	なし。
佛山市	佛山市涉外労働就業サービスセンター	あり。ただし、法人代表、技術者には年齢制限がない。
深セン市	深セン市涉外労働就業サービスセンター 境外部	明確な制限はないが、申請時に補足資料(資格、健康などの証明)の提出を要求する場合がある。
東莞市	東莞市労働局	あり。年齢制限のない法人代表、特殊技術者は証明資料の提出が必要。

(出所)ジェトロ調査

広東省労働・社会保障庁の関係者は、広東省各地で運用に差があることについて、以下のように説明している。

現行規定の「外国人在中国就業管理規定」(96年公布、労部発【1996】29号)には18歳以上と年齢の下限はあるが年齢上限に関する規定はない。

他方、05年10月から施行されている「香港、マカオ、台湾居民の内陸での就業管理規定」には、就業年齢は18~60歳とする規定があり、また、法人代表、特殊技能を持つ技術者については60歳の上限を超えても就業できる旨が明記された。広東省内の一部地域では、「外国人在中国就業管理規定」よりも新しい規定である「香港、マカオ、台湾居民の内陸での就業管理規定」を他国の居民に対しても運用に当たり参考として適用している。

Z ビザ発給が厳しくなっている理由について、当局は「北京オリンピックに身元不確かな外国人を無用に流入させないため」と説明している。これに対し、外国企業の投資誘致について、企業を選別していく方向にあるのと同様に、外国人の就業者についても「中国人ができる業務はできるだけ中国人に任せ、外国人あるいは特殊技能を持つ外国人にしかできない業務に限り外国人に就業機会を付与する」という方針の表れとの見方もある。

< 東莞市では無犯罪記録証明の提出を義務化 >

東莞市涉外就業サービスセンターは、外国人の就業に対する管理基準を明確にするため、4月28日に「通知」を公布した。通知は、外国人が就業許可証（注）と就業証を取得するための条件を以下のとおり規定し、新たに無犯罪記録証明書などの提出を義務付けている。

- (1) 18歳以上で健康であること
- (2) 外国人が従事する業務に必要となる専門技能や経験の証明（資格証明書とその中国語翻訳、およびこれに関する日本での公証）
- (3) 無犯罪記録（その中国語翻訳、およびこれに関する日本での公証）
- (4) 確定した就業場所があること
- (5) 有効なパスポート

（注）就業許可証はZビザ取得のための必要書類の1つ。

（盧真、天野真也）

広州：広東省では前倒し調達、前倒し生産などで対応 - 在庫増でコストアップに - (広州発)2008年7月10日

北京五輪開催に伴い各種規制が強化されているが、広州など広東省に製造拠点を構える日系メーカー各社への影響は、開催地域に進出する日系企業に比べれば相対的に軽微といえる。しかし、化学品など危険物の物流の制限・規制強化で、光学機器、自動車関連部品などに影響が見られ、企業は関連取引先との対応に追われている。

聞き取り調査によると、広東省に進出する日系メーカーの対応は以下のとおり。

(1) 化学品に対する輸入規制、国内輸送の管理、規制強化の影響を回避するため、原材料を前倒して調達している。また、国内調達先については、一部を広東省近隣地域に切り替えるなどの対応をしている(メーカーA社)。

(2) 取引先が開催地域に拠点を構えている場合は、前倒して生産を実施している。部材の供給を受ける華南地域では意図的に部材在庫を増やしているが、倉庫代などの経費がかさみ対応に苦慮している(商社B社)。

(3) 開催地域では、化学品など危険物は国内輸送が許可制になる。その他の製品の国内輸送についても実質的に国内輸送ができないのではとの懸念があり、各地の販売子会社から確認を急いでいる。現状、影響があるのは主要開催地の北京だけだと理解している(メーカーC社)。

(4) 関連物流会社から情報提供を受けながら、対処方法を模索している。なお、オリンピック開催に当たり、広東省政府からは、同省内での生産、交通に関する規制は通達されていない(メーカーD社)。

(5) 化学品原料の調達が7月1日から9月20日まで禁止。劇薬のため、在庫についても数量で制限措置が取られており、生産への影響が懸念される。北京顧客からの輸送が期間中できない(商社F社)。

一方、中国・華南地域に事業を展開する日系物流会社では、危険物とされる自動車用塗料、潤滑油、磁石、リチウム電池などの輸送ができなくなっている。国際線でも、広州着の危険物の受託について航空各社間で対応が異なるため、一部に混乱も生じている。また、海運貨物については、全般的に税関での貨物検査が多くなっており、船会社から危険品に関する必要書類の提出を以前より2日間前倒しで要求されるなど実務面での負担も増加しているという。

こうした状況の中、各日系物流会社では、荷主に対して、関連情報の提供に努めるとともに、出荷情報の内容の記載について精度を高める、また情報の早期発信など注意を呼び掛けている。

(天野真也)

広州：インターネットの管理・監督を強化（広州発）2008年7月10日

広州市公安局の通達「同市公共施設でのインターネット接続に関する安全保護技術措置」(穗公網【2007】104号)は、詐欺、ポルノ、インターネットウイルス被害など、インターネット犯罪の取り締まり強化を目的としている。北京オリンピック開催を控え、日系企業でも、この通達を基に公安当局からパソコンに指定機器の取り付けを求められるなどの事例が増加している。

< 指定機器の取り付けを指導 >

同通達では、「ホテル、インターネット、学校、企業など大規模事業者で多くのパソコンがサーバーを通じて外部のインターネットに接続している場合に、どのパソコンから不法サイトに接続したかを調べるため、当局が指定する機器を取り付けるよう」指導している。

当局は、同通達の趣旨を周知させるためのセミナーなどを2007年末から数回にわたり開催し、日系企業をはじめ外国企業にも理解と協力を求めてきたが、営業秘密・技術の漏えいなどの懸念から、日系企業関係者の間では通達の趣旨に疑問を呈する向きが強い。

進出日系IT関連企業では模様眺めを続ける企業も多い。また、指定機器以外の機器でも当局が要求する「60日間のログの提出」は可能なため、「一部機器業者への利益誘導だ」(日系IT関連企業)と反発する声もある。

しかし、北京オリンピック開催を控え、国家安全保障、ネット犯罪の取り締まり強化を目的としているだけに、指定機器の取り付けに応じる日系企業も増えてきている。

IT業界では、オリンピック開催期間中、中国のインターネット回線が人為的に不通になるなどのトラブルや不具合(オリンピック・フリーズ)がうわさされている。このため、広州市で新たな工場を建設している自動車関連メーカーは工場稼働予定日に影響が出ないよう、日系ITシステム会社と協議を重ねているという。

(天野真也)

山東省：ピーク時の電気料金値上げ（青島発）2008年6月13日

山東省政府はピーク時間帯の電気料金を値上げした。発電燃料の石炭不足と価格高騰を背景とした電力使用制限の一環。青島市では夏季ピーク時の電力使用に関する通知が公布され、電力制限が本格化している。

< 「超ピーク時」は7割増しに >

山東省の物価局経済貿易委員会は6月6日、「ピーク時間帯の電力価格調整政策に関する通知」（魯価格発〔2008〕第96号）を公布した。それによると、電力使用時間を4つの時間帯に区分し、工業用の電気料金を「超ピーク時間帯（尖峰）」でこれまでの7割増し、「ピーク時間帯（高峰）」で6割増しとする（表参照）。

「超ピーク時間帯（尖峰）」の区分が導入されるのは山東省では初めて。「閑散時間帯（低谷）」は6割の値下げとしており、製造業企業のピーク時間帯の操業を抑制することが狙いだ。電気料金の変更は10日から始まっているが、実施期間については明言されず、省内の電力不足が解消するまで継続される見通し。

使用時間帯別料金調整

区分	対象時間	割増／割引率
超ピーク時間帯（尖峰）	10:30～11:30、19:00～21:00（3時間）	70%増
ピーク時間帯（高峰）	8:30～10:30、18:00～19:00、 21:00～23:00（5時間）	60%増
一般時間帯（平段）	7:00～8:30、11:30～18:00（8時間）	変更なし
閑散時間帯（低谷）	23:00～7:00（8時間）	60%減

（出所）各種報道、青島市経済貿易委員会電力処

< 電力使用制限を本格化 >

青島市では5月半ばから電力使用制限が実質的に始まっていたが（2008年5月27日記事参照）、6月に入り制限が厳しくなっている。

市政府は6月2日、「2008年全市夏季ピーク時電力使用案に関する通知」（青経貿〔2008〕60号）を公布し、市内7区（市南、市北、四方、滄山、李滄、城陽、黄島区）で、以下の4つの方法により電力使用の制限を実施することを明らかにした。いずれも電力使用量が多い製造業企業（外資系企業含む）を重点対象とした措置となっている。また当局は、一般市民や、四川大地震被災地向け救済物資の生産企業、病院、学校、金融機関、交通機関、水や熱の供給機関、農業生産業、通信業などへの電力供給を優先的に保障するとともに、北京五輪期間中の電力供給を確保するとしている。

（1）企業、地域別に公休日を指定

381社の企業名を具体的に記載し、週2日（例えば月曜日、火曜日）の公休日を指定した。と

りわけ、木、金曜日を公休日に指定された企業が 98 社と最も多い。一方、週末の土、日曜日が公休日となったのは、青島海爾集団、青島海信集団、青島ビール集団など 7 社だけだった。

企業名が記載されていない企業は、各所在区別に公休日となる曜日が指定されている（火・水曜日：城陽区、水・木曜日：李滄区、黄島区、木・金曜日：崂山区、市南区工業園、金・土曜日：市南区、市北区、四方区）。

（２）操業開始時間を指定

対象とされた 377 社のうち、1 交替制を導入する企業（148 社）と 2 交替制を導入する企業（229 社）別に操業開始時間が指定された。1 交替制企業は 11 時から、2 交替制企業は 21 時から操業を開始するよう要求している。午前（9 時～11 時）と夕方（19 時～21 時）のピーク時の使用量を低減させる狙いだ。

（３）電力供給量を制限

電力不足が深刻化した際には、エネルギー消費が多い企業、供給停止可能企業、連続（終日）生産企業の 251 社で電力不足時の供給量が制限される。通知では、電力不足の程度に応じ 4 段階に分けた電力供給カット量が企業ごとに設定されている（例：第 1 段階 1,500kW、第 2 段階 2,000kW、第 3 段階 2,500kW、第 4 段階 3,000kW など）。

（４）紡績メーカー 7 社への電力供給制限

上記（１）～（３）の制限を実施してもなお電力不足が解消されない場合、日系 1 社を含む紡績メーカー 7 社への電力供給を制限するとしている。

なお、青島市の衛星 5 都市（即墨、平度、萊西、膠州、膠南市）については今後、この通知を参考に各地で電力使用案が作成され、青島市当局に届け出た後、実施される見通し。

（荒木正明、魯寅萍）

青島：北京五輪に向け各種規制を実施（青島発）2008年7月2日

2008年北京五輪とパラリンピックでセーリング競技が行われる青島市では、競技会場周辺の海上航行の制限や市内の車両通行規制などを実施する。

< 競技開催期間中は海上の航行を制限 >

報道によると、山東省海事局は北京五輪とパラリンピックのセーリング競技会場の周辺海域について、競技期間中（五輪：8月8～24日、パラリンピック：9月6～17日）、以下の5つの措置を実施する。競技会場は青島港を利用する船舶航路に隣接していることから、物流、貿易関連企業は輸送スケジュールの調整が必要になりそうだ。青島市海事局はこの制限措置を近く正式に公布する。

- (1) 船舶量制限：船舶間隔距離を5海里以上、競技会場近辺を航行する船隻数は1隻以内とする。
- (2) 航行速度制限：競技時間帯は航走波の到達距離を600メートル未満となる速度に制限する。
- (3) 船舶類制限：危険物積載船舶（大型タンカー、放射性物質積載コンテナ、危険度の高い液体化学品積載船など）の競技実施時間帯の出航を制限する。
- (4) 航行時間制限：競技時間帯以外の時間帯に船舶量を増やす。
- (5) 航行区域制限：航行区域は、競技エリア境界線から1,000メートル以上とする。

また青島市政府は、7月1日8時から9月20日24時までの期間、競技会場近辺海域への漁船やレジャーボート類の進入を禁止する通知（青政発〔2008〕27号）も公布した。

< 煙台港は7月1日から危険品の取り扱いを禁止 >

港湾での危険品取り扱いの制限も始まった。進出日系物流企業関係者によると、7月1日から9月末までの期間、煙台港での危険品の取り扱いを禁止するという通達が、政府当局から船会社などに出されているようだ。具体的には国際海事機関（IMO）の危険品コード（IMDG）のクラス1（火薬類）、クラス2（高圧ガス）、クラス6（毒物や伝染性病原体など）、クラス7（放射性物質など）が対象となっている。

青島港での危険品の取り扱い措置については現在、政府当局から通達は出されていない。「青島港は上海などに比べて多くの品目が危険品と指定されており、取り扱いはもともと厳しい」（日系物流企業関係者）が、当局は「今後、何らかの措置を通知する予定」（青島市海事局関係者）としている。

山東省の各港湾では、輸出入品に対する通関検査も厳格化している。当局からの正式通知は公布されていないが、輸出品に対しては5月前半ごろから、インボイス記載内容と異なる数量の貨物の検査が厳しくなり、検査頻度が高まっているという。記載内容と実際の数量に上下5%以上の差がある貨物が対象となっているようで、特に加工貿易品に対しては厳しい検査が実施されている。出航に間に合わず納期が遅れるなどの影響も出ているようだ。

また、最近になって、輸入品に対する検査も厳しくなりつつある。インボイス記載の HS コードと実物の内容の確認、抜き取り検査の頻度が高まっているもよう。

<5 空港で 7 月 1 日から危険品の取り扱いを停止>

航空輸送も危険品の取り扱いが制限される。民用航空局と国家公安部は 6 月 3 日、「オリンピック期間中の航空運輸危険品実施特別管制措置に関する通知」(民航発〔2008〕52 号)と補足通知(6 月 17 日公布)を公布した。7 月 1 日~9 月 30 日の期間、北京五輪競技種目開催地域(北京、上海、天津、瀋陽、秦皇島、青島)の空港と同空港を使用する航空貨物・旅客機で危険品の輸送の取り扱いを停止する。

対象となる危険品は、「中国民用航空危険品運輸管理規定」で定義されている爆発物、爆発性気体、可燃性液体・固体、有毒伝染性物質、放射性物質など。

<五輪センター周辺で車両通行を規制>

陸上では北京五輪センター(市南区浮山湾)周辺地域の車両通行規制、一部市内で危険化学品運送車両の通行規制が実施される。

青島市交警部門によると、7 月 1 日~9 月 30 日の期間、「東海路」以南(同路含まず、以下同)、「珠海路」以西、「普寧路」以東の地域が車両交通封鎖区域となる。当該区域の住民と企業勤務者に対しては通行証が発行される予定で、通行証がない車両は進入が禁止される。

危険化学品の運送車両に対しては、7 月 1 日~10 月 30 日の期間、市内 5 区(市北、市南、四方、李滄、労山区)の走行が全面禁止される。「2008 年北京五輪セーリング競技期間危険化学品運送車両通行管制規定」(現在、インターネット未公開)に基づくもの。通行禁止区域外の地域では、通行証を取得した上で、指定された時間(21 時~翌日 6 時までの 9 時間)、路線のみの走行が許可される。規定内容は以下のとおりだが、具体的な危険品の定義は明示されていない。

(1) 普通危険化学品運送車両は、市内 5 区(市北、市南、四方、李滄、労山区)の通行を全面的に禁止する。通行禁止区域外では道路交通標識の指示に従うこととする(ただし、6 時~21 時は通行禁止)

(2) 劇薬化学品運送車両は、「環膠州湾高速道路」以東(同路含まず、以下同)、「大砂路 - 長砂路 - 株洲路」以南、「海爾路」以西の区域の通行を全面禁止とする。通行禁止区域外では、指定路線だけの走行とする(ただし、6 時~21 時までは通行禁止)

(3) 企業生産活動と生活必需品の運送車両で、通行禁止区域・時間に劇薬化学品の輸送が必要になる場合は、運送会社、運送委託人は運送日の 5 営業日前までに青島市公安局治安支隊に購買申請を提出しなければならない。購買申請承認後、運送目的地の公安交通管理部門に対し運送申請を提出しなければならない。

<市内のホテルで入館時の身元確認を強化>

その他の措置として、一部欧米系ホテルでは入館に際し身元確認を強化している。「青島頤中皇冠假日酒店」(市南区香港中路)では7月15日～8月31日の期間、同ホテルの入館者に対し公安局による身元確認検査が実施される予定で、入館に際してはパスポートや身分証明書の提示が必要になる。その他主要ホテルでは今のところ、同様の措置は予定していないようだが、各ホテル従業員に対しては、通用口で従業員証の提示を実施しているという。

< 禁煙施設も増える >

また、青島市政府は「無煙五輪」活動の一環として8月1日～9月30日、一部公共施設、空間を禁煙とすると発表している(青政発〔2008〕23号)。禁煙とされた施設・空間、喫煙室または喫煙エリアの設置が認められた施設などは次のとおり。

禁煙施設、空間

- (1) 体育館、アスレチッククラブ
- (2) 運動場、競技場の競技区と観衆席区
- (3) 映画館、演劇場、コンサートホール、展覧館、博物館、美術館、図書館、科技館、公文書館、少年宮、記念館および社会に開放される文物保護施設など
- (4) 機関、団体、企業、事業単位の共有空間
- (5) 保育所、幼稚園、中小学校、中等職業学校、大学およびその他の教育・研修機関の教室内
- (6) 医療機構の室内
- (7) エレベーター、公共バス、タクシー、フェリーボート、ロープウエーなど交通機関内
- (8) 商業、金融業、郵政業、電信業などの施設の営業ホール

喫煙室、喫煙エリア設置が可能な空間

- (1) 飲食、インターネットカフェなどの経営サービス区
- (2) 公園、遊園地などの公共空間
- (3) 空港、鉄道駅、埠頭(ふとう)、長距離バス駅の切符販売ホール、待合室など

(荒木正明)

香港：五輪中も「ビザなし短期滞在」継続を期待（香港発）2008年6月26日

香港特別行政区では北京オリンピックの馬術競技が開催されることもあり、安全管理や交通規制の強化が想定される。具体的な方針は7月中旬ごろに発表されるとみられるが、ビザの発給制限強化は日系企業に大きな影響を与えているため、発給制限の早期緩和と「15日以内のビザなし短期滞在」特例措置の継続が強く期待される。なお、五輪は9月の香港立法会（議会）選挙結果にも影響しそうだ。

< 五輪開催でビザ発給制限の動き >

香港には中国本土と日常的に往来している外資系企業が多いため、中国政府のビザ発給制限強化により各国企業の商業活動に不便が生じている。規制が強化された3~4月、「サウスチャイナ・モーニング・ポスト」紙にも香港の各国商工会議所からの苦情が頻繁に掲載された。

華南地域でのビザ発給状況は2008年6月19日記事のとおりだが、日系製造業などへの影響は大きい。6月25日に香港日本人商工会議所が開催した「中国ビザの行方」セミナーには台風直後の悪天候にもかかわらず多数の日系企業関係者が出席した。

なお、日本、シンガポール、ブルネイには「15日以内はビザなしで中国に滞在できる」との特例措置が認められているため、日系企業への打撃は小さい。しかし、4月下旬に入って中国政府が「五輪開催に伴い、7月1日から然るべき期間にわたりシンガポール国民に対する特例措置を一時的に停止」したため、「日本も7月から特例措置を停止される」とのうわさが広まり、日本への波及が懸念されている。

在香港日本国総領事館が6月20日、中国外交部駐香港特別行政区特派員公署と広東省深セン口岸中国査証処に確認したところ、「7月1日以降、特例措置を停止する決定も方針もない」との最新情報が発表された。

なお、「香港経済日報」（6月17日）によると、香港入境事務処の白処長は「五輪馬術競技を狙ったテロ攻撃を警戒している」と発表しており、会期前から香港への入境審査も強化される可能性がある。

< 香港の物流と交通への影響は7月中旬に判明か >

物流への影響について日系企業に聞いたところ、「中国政府の通知を踏まえて閉幕までは中国への危険物輸出が厳しく規制されており、塗料などの調達への影響が懸念される。そのほかの貨物でも税関検査が強化される可能性はあるが、現時点は平常どおり。トラックやバージなどの交通に関する規制は承知していない」とのことであった。

香港税関に確認したところ、「特別措置を講じるような指示は受けていない」とのことだった。一方、香港政府運輸及房屋局は「五輪開催に伴う香港での道路交通規制は7月中旬に告知される」としている。

空輸についても関係機関に確認したが、以下のとおり特段の動きは見られない。

香港空港管理局：五輪開催に伴い特別な措置や規制を行う予定はない。フライトスケジュール変更は各航空会社が個別に判断した上で民航処に届け出るが、当局ではまだそのような計画を聞いたことがない。

香港政府民航処：香港と他都市を結ぶ航空便やその旅客に対して五輪に伴う特別な制限などは行っていない。

香港と中国本土を結ぶ航空会社数社：特に安全管理を強化する可能性はあるが、現状ではフライトスケジュールを含め五輪に関する特別措置は発表されていない。

< 危険化学品の供給や輸送に影響 >

中国で化学品を販売している日系企業によると、北京市をはじめとして危険化学品の取り扱いに関する規制が強化されているが、危険物取り扱い免許を取得している物流事業者への発注が急増しており、また、北京周辺地域では半導体生産などに支障を来たさぬよう危険化学品の在庫を増やしているという。

また、中国で化学品を製造・販売する米国企業から、「五輪閉幕までは大気汚染を防止するために工場の操業が制限される。北京周辺だけでなく上海でも影響を受けている。会期前後は不要不急の訪問客を減らすため、北京に向かう中国人の旅客に対して訪問目的などを確認するが、外国人にはあまり影響がないと聞いている」とされており、香港鉄路（MTRC）に確認したところ「香港九龍地区から北京、上海、広州に向かう越境直通列車の全乗客を対象として、6月21日から手荷物のX線検査を開始している。これは、危険物、可燃物、刃物などの持ち込みを厳重に取り締まるための措置であり、今のところ旅行目的の確認までは行っていない」との回答を得た。

また、欧米主要国の在香港総領事館（複数）に五輪による中国進出企業への影響を照会したが、査証発給制限だけを指摘された。

一方、香港貿易発展局、香港工業總會、中国各地に工場や営業拠点を持つ香港企業に五輪に伴う規制強化と影響について照会したところ、「大気汚染対策として、各競技開催地で交通規制や重化学工業での操業規制が行われることは承知しているが、五輪で香港の製造業が何らかの制限を受けることはないと思う」との反応であり、今のところ、身近な動きとしては認識されていない。

< 4年に1回の立法会選挙に影響も >

香港では9月7日に第4期立法会選挙を控えており、7月19日から8月1日まで立候補の届出を受け付ける。

香港大学が6月中旬に実施した世論調査によると、対象者約1,000人のうち38.6%が「自分は

中国人」と回答して半年前の調査から 11.4%伸びたのに対し、「香港人」が 18.1%と 5.3%減少し、中国への帰属意識が急速に高まっていることがうかがわれる。5 月 2 日には五輪聖火リレーが香港でスタートし、6 月から現在に至るまで四川大地震に対する募金活動や追悼行事などが盛んに行われている。

7 月 6~9 日には中国政府の香港マカオ統括責任者である習近平副主席が香港を訪れる。「信報」(6 月 20 日)によると、習副主席は馬術競技の関連施設を視察するほか、香港の現状を把握するため幅広く交流する予定であり、党派を問わずすべての立法委員と会う機会を設けることが期待されている。

SARS などで経済が低迷していた 04 年の前回選挙時とは対照的に、現政権下では順調な経済成長を遂げてきており、しかも、貿易、投資、観光、消費など経済全般について本土への依存度が高まっている。中国との経済一体化が進む中で、中国への帰属感を高めるような出来事や行事が続いていることから、五輪後に行われる 9 月の立法会選挙結果にも、こうした機運が少なからず反映されるものとみられる。

(石原孝志、池穎詩)